

## 商品概要説明書

1. 商品名	教育ローン
2. お申込みに なれる方	<p>お申込み時点で以下の条件を満たす現職の個人組合員の方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤続1年以上かつ満20歳以上で、当組合に普通預金口座を開設している方</li> <li>・当組合からのお借入がある場合は延滞がない方</li> <li>・休職中でない方またはその予定がない方</li> <li>・転職者等の方は、申込時1年以内に同一勤務先での連続して1年以上の就業履歴があることを確認できた場合は、勤続6か月以上1年未満でのお申込みが可能です。(アルバイト、パートタイマー勤務は除きます)</li> </ul> <p>※なお、再任用職員、育児休業代替任期付職員、会計年度任用職員の方はご利用いただけません。</p>
3. 資金使途	<p>ご本人、お子様、またはご本人が扶養される親族などが下記の教育機関に修学するための費用で、今後1年間に支払いが必要となるもの</p> <p>① 対象とする教育機関は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法に定める私立小学校、私立中学校、私立義務教育学校、高等学校、中等教育学校後期課程(私立の場合は前期課程も含む)、特別支援学校高等部(私立の場合は小学部及び中学部も含む)、短期大学、大学、大学院、高等専門学校、専修学校、専門学校、その他各種学校(高校相当以上で修了期間2年以上かつ通学を要するもので、学校法人であるかどうかを問わない。ただしダブルスクールとなるものは除く。)</li> <li>・海外の学校で上記に準ずるもの(以下、「学校等」という)。</li> </ul> <p>② 対象とする費用は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等への納付金 <ul style="list-style-type: none"> <li>入学金、授業料、設備費、施設利用料、実習費、研修費、その他教育施設に直接払い込む費用</li> </ul> </li> <li>・その他納付金 <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者会費、同窓会費、後援会費、学校債券等</li> </ul> </li> <li>・修学にかかる費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>下宿敷金・礼金・保証金、家賃、寮費、共益費、鍵交換費用、仲介報酬、火災保険料、水道代定額分、重要事項説明書(建物の貸借)等で確認できる費用、パソコンセット一式(原則大学入学時)、教科書代(年間15万円以内、ただし高校以下の場合は年間2万円以内)、通学定期券代(ただし年間20万円以内)、仕送り(家賃・寮費・共益費を除き月間7万円以内。ただし、寮費に食費を含む場合は寮費・共益費・仕送りの合計額が月間10万円以内)、制服・学校指定学用品代(入学時のみ5万円以内)、入学準備費用(入学時のみ5万円以内)等</li> <li>その他、部活動の遠征費用等でも授業の一環(単位取得のため)であると確認できれば、ご利用いただけます。(父母会費等は除く)</li> </ul> </li> <li>・海外留学費 <ul style="list-style-type: none"> <li>渡航費用、滞在費、納付金等</li> </ul> </li> </ul>

	<p>海外留学費用は、学校カリキュラムの一環のものまたは期間1年以上の個人留学を対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に係る他の金融機関の教育ローンのお借換</li> <li>・その他一般的に必要と考えられる費用 下宿用の家具・電化製品、受験費用、塾・予備校費用、個人レッスン、趣味のための文化教室、組合員様ご本人の転職のための予備校・専門学校などにはご利用いただけません。</li> <li>・お申込み前2か月以内にお支払済みのものもご利用いただけます。</li> </ul> <p>※なお、お借入資金はご指定いただいた当組合の普通預金口座に入金させていただきますが、原則として預金口座からお支払先に直接お振込させていただきます。</p>
4. ご融資金額	<p>10万円以上1,000万円以内（1万円単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に当組合の貸付をご利用中の場合は、全貸付の残高合計が、1500万円を上限とします。ただし、「住宅ローン(共済借換)」・「スカイローン」・「SSS住宅ローン」・「カードローン」を除きます。</li> <li>・資金用途確認書類で確認できる必要額以下とします。</li> <li>・すでに教育貸付をご利用いただいている方で、同一の就学者にかかるお借入を追加申込みをされる場合は、既お借入残高を合算のうえ1,000万円を上限としてお借換いただけます。</li> <li>・なお、お借入必要額が、教育ローンでのお借入限度額を超えるような場合について、超過分を多目的ローンで対応できる場合がございますので、ご相談ください。</li> <li>・本件お借入を含むすべてのお借入の年間返済元利金合計が、前年の税込年収（配偶者に収入がある場合は合算した額）に対し下記基準以内となる方 <ul style="list-style-type: none"> <li>500万円以下のとき 25%以内</li> <li>900万円以下のとき 35%以内</li> <li>900万円超のとき 40%以内</li> </ul> </li> </ul>
5. ご返済期間	15年以内（180回以内）
6. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元金均等分割返済または元利均等分割返済のいずれかをお選びいただけます。</li> <li>・いずれをお選びの場合でも、貸付額の50%を上限として6か月毎のボーナス返済を併用することができます。（ボーナス返済部分のご返済期間は、毎月返済部分のご返済期間と同じ期間になります）</li> <li>・元金均等分割返済をお選びいただいた場合の毎回の返済元金、または元利均等分割返済をお選びいただいた場合の毎回の返済元利金合計は最低1万円以上です。</li> <li>・給与・賞与から天引きによりご返済いただきます。</li> </ul>
7. 金 利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6か月毎の変動金利です。（お借入期間中の金利の見直しは毎年4月1日及び10月1日に行い、4月1日の場合は6月の毎月返済部分の約定返済日の翌日から、10月1日の場合は12月の毎月返済部分の約定返済日の翌日から適用します）</li> <li>・現在の金利については窓口にお問い合わせください。</li> </ul>
8. 担保・保証人	不要です
9. お申込み時にご用意いただくもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 普通預金通帳およびお取引印鑑</li> <li>② ご本人であることを確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード（提示できない場合は、運転免許証、パスポート、健康保険証など）</li> </ul> </li> <li>③ 在学証明書（ご入学前で在学証明書が発行されない場合は、入学される学校等の入学許可書または合格証）</li> </ol>

	<p>なお、学生証・納付書等で学校に在籍していることを確認できるときは在学証明書の提出を省略できます。</p> <p>④ 資金使途確認資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の明細が記載された入学案内書、入学申込書、学費納付書、請求書などで、費用のお支払い内容（使途、金額、支払先、支払期など）がわかるもの</li> <li>・お支払い済みの場合はその領収書（借換の場合）</li> <li>・借入金融機関の使途・費用・返済内容・返済状況が確認できる書類（借入申込書控・返済状況表など）</li> </ul> <p>⑤ 前年の年収確認書類（源泉徴収票、市県民税特別徴収税額決定通知書など）</p> <p>⑥ 直近の給与支給明細書</p> <p>⑦ 配偶者の収入を合算する場合は配偶者の前年の年収確認書類</p> <p>⑧ 健康保険証写しまたは住民票（全員記載）、謄本など就学する方との関係が確認できるもの</p> <p>⑨ その他当組合が必要と認めた書類</p>
<p>10. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、当組合総務部総務課にお申し出ください。 【神戸市職員信用組合 総務部総務課】 078-984-0500 受付日 月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間 8時45分～17時30分</li> <li>・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合総務部総務課またはしんくみ相談所にお申し出ください。 また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。 仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。 具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。  【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日 : 月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間 : 9時～17時 電 話 : 03-3567-2456 住 所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1</li> </ul>

※詳しくは融資課窓口でご相談ください。

※審査の結果によってはご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。